静岡県産業経済会館指定管理者募集要項

令和８年 11 月

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

目　　次

１　施設の概要・・１
２　設置目的・・２
３　指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　管理の基準・業務水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　指定期間・・・２
６　県と指定管理者の管理・責任分担等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　指定管理者募集に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　(1) スケジュール・・３
　(2) 申請に関する事項・・４
　(3) 申請者の制限・・５
　(4) 申請手続・・６
　(5) 留意事項・・６
　(6) 申請書類の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　(7) 申請に当たっての費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
８　審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　(1) 静岡県産業経済会館指定管理者審査委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　(2) 審査委員会による審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　(3) 審査項目・・８
　(4) 審査結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　(5) 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　(6) 情報の公表・情報公開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
９　協定に関する事項・・・８
10　利用料金に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
11　指定管理料の支払いに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　(1) 指定管理料上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　(2) スライド制度・・・９
12　公租公課の負担に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
13　自主事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
14　事業報告等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
15　事業の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　(1) 業務の委託・・10
　(2) 法令等の遵守・・・11
　(3) 環境に配慮した取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　(4) 事業評価・・・11

16　事業の継続が困難となった場合における措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（1） 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合・・・・・・・・・・・・・・・・11
（2） 不可抗力等による場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
17　業務の引継ぎについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
18　問い合わせ先及び申請書類提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

別表１　県及び指定管理者の業務区分表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
別表 1-2　県及び指定管理者のリスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
別表２　静岡県産業経済会館審査項目及び配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
別表３　静岡県産業経済会館における指定管理者選定に係る情報の公表・・・・16
様式１　現地説明会参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
様式２　質問書・・18
様式３　指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
様式４　静岡県産業経済会館の管理に関する事業計画書・・・・・・・・・・・・・20
様式５　委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

静岡県産業経済会館指定管理者募集要項

静岡県産業経済会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の２第３項及び静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例第10条第１項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

名　　称　　静岡県産業経済会館

所 在 地　　静岡市葵区追手町44番地の１

施設内容　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上７階、地下１階建て

立体駐車場付（１号機24台、２号機30台）

敷地面積　　1,274.54㎡

建築面積　　1,047.24㎡

延 面 積　　8,227.06㎡

	入　居　団　体　名　等
７階	静岡県火災共済（協）、（公財）静岡県消防協会、 (公財)静岡県グリーンバンク、静岡県中小企業団体中央会（ものづくり支援センター）、(株)浜名湖国際頭脳センター
６階	静岡県商工会連合会、（公社）静岡県病院協会、 （一社）静岡県環境資源協会
５階	静岡県中小企業団体中央会、（一社）静岡県産業連携研究所、 静岡県流通システム（協）、静岡県協同振興（株） （一社）静岡県環境資源協会
４階	（公財）静岡県産業振興財団、（公社）静岡県国際経済振興会
３階	特別会議室（123㎡）、大会議室（237㎡） 第１会議室（133㎡）、第２会議室（71㎡）、第３会議室（60㎡）
２階	（公財）静岡県産業振興財団（ウェルネス・フーズ産業支援センター）、 管理室（会議室受付）
１階	（一社）静岡県発明協会 静岡県日中友好協議会、静岡県日中経済（協）
地下	立体駐車場出入口、中央監視室

２　設置目的

静岡県の産業の振興に寄与することを目的に、静岡市に設置しています。

３　指定管理者が行う業務の範囲

静岡県産業経済会館における指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

(1) 会議室の利用承認等に関する業務

(2) 会館の維持管理に関する業務

(3) 会館入居者からの光熱水費等の徴収及び公共料金等請求者に対する支払いに関する業務

(4) 利用料金の設定及び収受に関する業務(利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する)

(5) その他静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第２項各号に掲げる業務

※(1)、(4)は令和９年度のみの業務となります。

４　管理の基準・業務水準

・指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理運営業務を行うこと。

・中小企業者及び中小企業関係団体の会議室の優先使用に配慮すること。

・経営努力目標：中小企業者及び中小企業関係団体の利用向上に注力し、会議室利用率39%以上（令和９年度）

※詳細は、別添「静岡県産業経済会館指定管理者業務基準」を参照してください。

５　指定期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（２年間）

６　県と指定管理者の管理・責任分担等に関する事項

(1) 県と指定管理者の管理・責任分担

県と指定管理者の管理・責任分担は、「県及び指定管理者の業務区分表」（別表１）及び「県及び指定管理者のリスク分担表」(別表 1-2)のとおりとします。

ただし、当該区分表で定める事項で疑義がある場合又は当該区分表に定めのない事項について、会館管理に関するものは指定管理者の責任とすることを原則として、県と指定管理者が協議の上、決定することとします。

(2) リスク管理に関する事項

事故、火災による施設の損傷および被災者に対する責任は、原則として指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵の場合は、県も原因の程度に応じて責任を

負うものとします。

なお、指定管理者は、会館利用者の避難誘導等の第一次的責任を有し、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

(3) 保険加入に関する事項

「施設の特性を踏まえて保険に加入するだけのリスク管理が必要か否か」、「どのようなリスク管理に対応する保険が必要なのか」を検討し、必要な保険に加入してください。この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

(4) 危機管理体制に関する事項

災害、事故及び感染症等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成し、県に提出するものとし、これに基づく訓練や研修等を定期的に行うものとします。

7　指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュール

ア　募集要項の配布

(ｱ) 配布期間：令和８年 11 月２日（月）から 11 月９日（月）までの平日
午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

(ｲ) 配布場所：静岡県経済産業部商工業局商工振興課(県庁東館７階東側)
※県ホームページからダウンロードすることも可能です。

イ　現地説明会

(ｱ) 実施期間：令和８年 11 月 10 日（火）午前 10 時から

(ｲ) 場　　所：静岡県産業経済会館（静岡市葵区追手町 44-1）３階第１会議室

(ｳ) 参加人数：各法人等２名以内としてください（グループ申請の場合は、１グループで２名以内)。

(ｴ) 申込方法：参加申込書（様式１）に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールのいずれかで、「18　問合せ先及び申請書類提出先」へ 11 月９日（月）午後５時 15 分までにお申し込みください。

※ 指定管理者に応募しようとする場合は、必ずこの説明会に参加してください。

ウ　募集に関する質問

(ｱ) 受付期間：令和８年 11 月 10 日（火）午前８時 30 分から
11 月 16 日（月）午後５時 15 分まで

(ｲ) 送付方法：質問書（様式２）に記入の上、郵送又は電子メールのいずれかで、「18　問い合わせ先及び申請書類提出先」へ受付期間内に送付して下さい。

※募集要項等の内容等に関する、電話・口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

(ｳ) 回 答 日：令和８年 11 月 24 日（火）（予定）

(ｴ) 回答方法：質問者及び現地説明会参加者に対して、電子メールにて回答します。

※質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県のホームページでも公開します。

エ　申請書類の受付

(ｱ) 受付期間：令和８年 11 月 25 日（水）から 12 月１日（火）まで

(ｲ) 提出方法：「18　問合せ先及び申請書類提出先」まで、郵送又は持参にて提出してください。

持参の場合の受付時間は、平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとします。

郵送の場合は、12 月１日（火）午後５時 15 分必着とします。

（提出物については、「７(4) 申請手続」を参照ください。）

(2) 申請に関する事項

ア　申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

イ　グループでの申請

複数の法人等により構成されるグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合は、次の事項に留意してください。

(ｱ) グループの代表となる法人等を定めてください。

(ｲ) 他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。

(ｳ) 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

(3) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることができません。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ　直近３年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年６月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第３条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク　平成 12 年３月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第２条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第１項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ　平成 12 年４月１日以後に民事再生法第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第 33 条第１項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ　静岡県産業経済会館指定管理者審査委員会委員と資本面で関連のある者

(4) 申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。**提出部数は原本１部、副本 10 部**です。

ア　指定管理者指定申請書（様式３）

イ　事業計画書（様式４）

ウ　関係書類（グループ申請の場合、構成員となる全ての法人等のものが必要です。）

(ｱ) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(ｲ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し)

(ｳ) 法人等の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

(ｴ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近３年分）

(ｵ) (3) ウに掲げる税目に係る直近３年分の納税証明書（法人都道府県民税及び法人事業税については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県（静岡県内に事業所がある場合）のもの）

(ｶ) 法人等の役員名簿及び履歴書

(ｷ) 建物の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がある場合）

エ　グループ申請の場合は、グループ協定書の写し、委任状（様式５）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

オ　スライド対象経費報告書（別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引」様式１）

(5) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア　申請者の制限に掲げる事項に該当すると判明した場合

イ　複数の事業計画書を提出した場合

ウ　申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が静岡県産業経済会館指定管理者審査委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけた場合

エ　申請書類に虚偽又は不正があった場合

オ　申請書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

カ　申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

キ　指定管理料について、県が示す上限額を超える提案をした場合

ク　その他不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 申請書類の取扱い

ア　著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他、県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

イ　特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ　申請書類の使用言語

原則として日本語を使用することとします。

エ　申請書類の返却

指定管理者に指定された者以外の者の申請書類は、希望があれば指定管理者指定の手続き終了後（令和９年３月下旬頃)、申請者に返却します。返却するのは原本のみです。

オ　申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

カ　グループ申請の取扱い

申請書提出後の代表団体及び構成団体の変更は認めないものとします。

(7) 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

８　審査及び選定に関する事項

(1) 静岡県産業経済会館指定管理者審査委員会の設置

静岡県産業経済会館指定管理者審査委員会（以下、「審査委員会」という）の審査を経て、指定管理者候補者を選定します。

審査委員会の委員は下記のとおりです。

氏　　名	所属・役職
大石　真裕	一般財団法人静岡経済研究所　主席研究員
増田　徳好	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会　顧問
竹島　寿夫	
石田　豪志	公益財団法人静岡県産業振興財団　常務理事兼事務局長
上原　吉史	公益社団法人静岡県国際経済振興会　主幹
小笠原　彩子	静岡県経済産業部商工業局長

(2) 審査委員会による審査

県による資格審査の後、審査委員会による第１次提案審査（書類審査)、第２次提案審査（質疑、ヒアリング等）の手順で行います。ただし、申請者数が６者以内の場合は第１次審査を省略する場合があります。詳細は、申請書類受付後に連絡します。

なお、審査委員会は令和８年 12 月 15 日（火）に開催予定です。

(3) 審査項目

審査項目及び配点は、別表２のとおりです。

(4) 審査結果の通知及び公表

令和９年１月中旬以降、審査委員会における優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選定します。指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者と県との間で細目に関する協議を行い、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。（令和９年３月下旬頃）

申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

(6) 情報の公表・情報公開について

指定管理者選定に係る情報の公表については、別表３を参照してください。

なお、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、申請書類の内容が開示される場合があります。

９　協定に関する事項

県議会における関係予算の成立後、指定管理者に関する協定を締結します（令和９年３月末頃)。協定の内容は、別添「静岡県産業経済会館の管理に関する基本協定書（案)」を予定しています。

10　利用料金に関する事項

静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

11　指定管理料の支払いに関する事項

(1) 指定管理料上限額

県が支払う指定管理料は、指定管理者が提出した事業計画書等に基づき、次の額を各年度の上限として毎年度協定書で定め、予算の範囲内で年度ごとに支払います。各年度の具体的な支払額及び時期は、協議の上決定します。（指定管理料上限額は、消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

年　度	指定管理料上限額（千円）
令和９年度	13,647
令和 10 年度	20,229
合　計	33,876

※上記指定管理料上限額は、消費税及び地方消費税について、現行税率（10%）を基に算定しています。各年度の協定書に定める指定管理料の額の決定時には、当該年度に適用すべき税率を基に再度算定し、協議の上決定します。

(2) スライド制度

本施設は賃金及び物価水準をはかる指標の変動に応じて、指定管理料の増減を行うことができるとした「スライド制度」の対象施設となっています。制度適用の有無については、県と指定管理者が双方協議の上、基本協定書に定めることとします。

なお、制度の具体的な運用については、別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引」を参照してください。

12　公租公課の負担に関する事項

消費税及び地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、全て指定管理者の負担とします。

13　自主事業に関する事項

自主事業を行う場合は、条例の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により行うものとし、あらかじめ、県に業務計画書を提出し、承諾を得るものとします。

なお、令和 10 年度に予定される県有施設の集約に伴い、自主事業の実施は令和９年度のみとします。

14　事業報告等に関する事項

(1) 事業報告等の基準

ア　月次報告書の提出

毎月 10 日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

(ｱ) 中小企業関係者とその他に区分した会議室利用者数

(ｲ) 利用料金収入額

(ｳ) 共益費徴収状況

(ｴ) その他知事が必要と認める事項

イ　事業報告書の提出

毎年度終了後 30 日以内に下記の事項を記載した事業報告書を県へ提出してください。

(ｱ) 管理に関する業務の実施状況

(ｲ) 管理に関する業務に係る収支状況

(ｳ) 会議室の利用状況

(ｴ) その他知事が必要と認める事項

ウ　中間事業報告書の提出

毎年度 10 月末までに、４月から９月までの管理状況について、上記イ(ｱ)～(ｴ)に掲げる事項を記載した中間事業報告書を県に提出してください。

エ　その他報告書の提出

その他必要に応じて、県から利用状況等について報告書の提出を求めることがあります。

オ　報告書の内容の調査

上記アからエまでにより県へ提出された報告書の内容については、必要に応じて県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

カ　モニタリングの実施

会館入居団体および施設利用者に対してアンケートを行い、施設の維持・管理、提供されるサービスの質や内容を円滑に把握・測定・評価してください。

なお、アンケートの内容および報告時期等の詳細は、事前に県と調整し、決定します。

15　事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 法令等の遵守

管理業務を行うに当たっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

・地方自治法、同法施行令
・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
・静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則
・個人情報の保護に関する法律
・消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

(3) 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など、必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めていただきます。

(4) 事業評価

県は、有識者等で構成する「静岡県産業経済会館指定管理者評価委員会」を設置して、指定管理者が行う管理運営業務等に対する評価及び助言を行い、その結果を公表します。

評価には年度ごとに行う「年度評価」と指定期間の最終年度に行う「期間評価」があります。

なお、県が静岡県産業経済会館指定管理者業務基準（別添）を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができ、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、県は指定期間中でもその指定を取り消すことができます。

16　事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が静岡県産業経済会館の管理を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

17 業務の引継ぎについて

(1) 指定期間開始前に申し込まれた施設の利用申請や、その他必要なデータ等については、原則として現指定管理者から引き継いでいただきます。

(2) 指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、会館施設を指定期間開始前の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。

(3) 次期指定管理者が現指定管理者と異なる者となる場合、次期指定管理者の候補者として選定された団体は、令和９年１月の選定時から令和９年３月 31 日までの間に現指定管理者との引継ぎを行ってください。なお、引継ぎ及び業務の準備のために発生する費用は、次期指定管理者の負担となります。

※次期指定管理者の候補者として選定された場合であっても、県議会において指定の議決を得られない場合は、指定管理者とならない場合がありますので、御留意ください。

18 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県経済産業部　商工業局　商工振興課(県庁東館７階)
電話番号：054-221-2512
FAX 番号：054-221-5002
電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp

（別表１）県及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要
			静岡県	指定管理者	
施設管理	施設管理	施設の維持管理・警備等		○	
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○	
	施設補修	小規模補修（１件 30 万円未満の補修）		○	金額は税込み
		大規模補修（１件 30 万円以上の補修）	○		金額は税込み
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付	○		
		貸付備品の管理、修理		○	
		現在ある備品の更新	○		
		備品の新規購入（指定管理者が自己費用で任意に購入する備品を除く）	○	○（※１）	（※１）所有権は県に帰属
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○	
		事故、火災等による施設の損傷の回復	○（※２）	○	（※２）施設の瑕疵による場合
		施設利用者の被災に対する責任	○（※３）	○	（※３）施設の瑕疵による場合
施設運営	利用承認	会議室の利用の承認、不承認、承認の取消し及び使用の制限	○（※４）	○	（※４）公序良俗を害するおそれがある場合の不承認等
	開館時間の変更等	会館の開館時間の変更及び臨時の開館又は休館の決定		○（※５）	（※５）知事の承認が必要
	利用受付・料金収受	会議室の利用受付・利用料金の収受		○	
	利用案内	会議室の利用案内、利用指導		○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、会議室の利用促進を図る		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動、自動販売機の設置・運営		○	台数は県と協議
	共益費の徴収、支払	入居団体からの共益費の徴収、支払		○	
県有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○		
	台帳の調整、管理	財産台帳の調製、管理	○		
	使用許可	会議室以外の建物施設の使用許可	○		
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○		
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持保全		○	

（別表１－２）　県及び指定管理者のリスク分担表

項 目	内 容	県	指定管理者
法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○
	施設・設備等に関する法令変更	○	
税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は別途協議による		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由（施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
経済変動	賃金・物価変動による経費等の増減	スライド条項により対応	
金利変動	金利変動による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等		○
	施設・設備等の瑕疵による損傷等	○	
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（1 件 30 万円（税込）未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（1 件 30 万円（税込）以上）	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者等への損害賠償		○
	施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費等の増加	○	
周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者とが協議の上、決定するものとする。-

（別表２）静岡県産業経済会館審査項目及び配点

区　　分	項　　目	配点
1　事業の実施に対する基本的な考え方	県民の平等な使用の確保 ※中小企業関係者に対する優先利用に配慮しつつ県民が平等に使用できる環境が確保されているか	（注）
2　団体の事業遂行能力	財務状況（貸借対照表・損益計算書等）	5
	類似施設の管理請負状況	5
3　組織体制に関する計画	職員の配置計画	5
	職員の教育研修体制	5
	危機管理体制 ※地震・火災・感染症等への体制、訓練計画、個人情報の管理を含む	10
	利用者とのトラブル等に対する方策	5
4　サービス向上、利用増進に関する計画	サービス向上に向けた取り組み ※利用者の意見への対応を含む	15
	利用率向上に向けた取り組み ※中小企業関係者の利用率、夜間利用率の向上策を含む	20
5　施設管理に関する計画	効率的な維持管理のための方策	10
6　経営に関する計画及び指定管理料の金額	利用料金の設定	5
	収支計画の内容	5
	指定管理料の金額 指定管理料の積算は下記による。 指定管理料＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ） Ａ　維持管理費用総額 Ｂ　団体負担分収入見込額 Ｃ　利用料金収入見込額 Ｄ　会館内自販機収入見込額	10
合　　計		100

（注）この項目の配点はないが、県民の平等な使用の確保ができないと見込まれる申請者は失格とする。

（別表３）

静岡県産業経済会館における指定管理者選定に係る情報の公表

			審査終了前	審査終了後
1	申請者	指定管理者候補者の名称		○
2		その他の申請者の名称		
3		申請者数	○＜募集締切後に公表＞	
4	審査項目		○ （募集要項で公表）	○
5	審査項目の配点		○ （募集要項で公表）	○
6	提案書類の概要			○ （ノウハウの保護に配慮して公表）
7	評価点数			○
8	評価理由			○ （ノウハウの保護に配慮して公表）
9	審査委員会委員名		○ （募集要項で公表）	○
10	審査委員会議事録			○ （ノウハウの保護に配慮して公表）

（様式１）

現地説明会参加申込書

静岡県産業経済会館における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

令和　　年　　月　　日

申込者	住所			
	法人等の名称			
	代表者の氏名			
担当者	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	FAX			
	メールアドレス			
説明会出席者（2名以内）	部署名		氏名	
	部署名		氏名	

（様式２）

質問書

静岡県産業経済会館指定管理者募集要項等について、次のとおり質問書を提出します。

令和　　年　　月　　日

担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
質問内容	（記載書類名：　　ページ：　　）	

（様式3）（用紙　日本産業規格A4縦型）

※静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則　別紙様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

主たる事務所の所在地

申請者　名称

代表者の氏名

静岡県産業経済会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により申請します。

添付書類

1 事業計画書

2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）

4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載記載した書類

5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

6 その他知事が必要と認める書類

添付書類については、募集要項7（4）「申請手続」を参照してください。

（様式4）

静岡県産業経済会館の管理に関する事業計画書 （令和9年度～10年度）				
団　体　名				
代 表 者 名				
団体所在地				
電 話 番 号		ＦＡＸ番 号		
※グループ申請の場合、代表となる団体を上欄に、それ以外の構成員を下欄に記載。				
グループ名				
代表団体の役割				
構成員1	団　体　名			
	代 表 者 名			
	団体所在地			
	電 話 番 号		ＦＡＸ番 号	
	役　　割			
構成員2	団　体　名			
	代 表 者 名			
	団体所在地			
	電 話 番 号		ＦＡＸ番 号	
	役　　割			
構成員3	団　体　名			
	代 表 者 名			
	団体所在地			
	電 話 番 号		ＦＡＸ番 号	
	役　　割			
構成員4	団　体　名			
	代 表 者 名			
	団体所在地			
	電 話 番 号		ＦＡＸ番 号	
	役　　割			

事　　業　　計　　画　（別紙可）
事業の実施に対する基本的な考え方

・会館の管理業務を行うに当たっての考え方を記載してください。
・中小企業関係者に対する優先使用に配慮しつつ、県民が平等に使用できる環境を確保する
という観点を含めてください。

団 体 の 事 業 遂 行 能 力

（1）財務状況

（貸借対照表、損益計算書を添付してください。）

（2）類似施設の請負状況

施　設　名　称	施　設　概　要	所 在 地	請 負 業 務 内 容
○○公会堂	公共施設 RC造地上○階建て 延床面積○○○㎡	○○市○○	令和○年○月より指定管理者として管理業務開始
○○体育館	公共施設 重量鉄骨造 延床面積○○○㎡	○○市○○	令和○年○月より指定管理者として管理業務開始
○○パーキング	民間立体駐車場 RC造地上○階建て 駐車台数○台	○○市○○	令和○年○月より受託業務開始 駐車場管理業務
○○ビル	民間テナントビル RC造地上○階建て 延床面積○○○㎡	○○市○○	令和○年○月より受託業務開始 ビル管理業務 清掃業務

上記を例に記載してください。

公共施設については規模にかかわらず記載し、民間施設については産業経済会館と同等規模の施設について記載してください。

指定管理者として管理を受託している施設があれば必ず記載してください。

組 織 体 制 に 関 す る 計 画

（1）職員の配置計画について

区　　分	性別	年齢	雇 用 形 態	勤続年数	備　　考 （資格、現配属先、予定給与単価など）
・会館管理・会議室受付 （総括責任者）					
・会館管理・会議室受付					
・会館管理・会議室受付					
・監視室駐在					
・監視室駐在					
・駐車場					
・清掃					
・清掃					

指定管理者として業務を行う際の施設駐在職員に関する人員配置を想定して記載してください。

年齢の記載は概ねで構いません。

雇用形態欄には、正規社員・非正規社員（パート等）の別を記載してください。
再委託を予定する場合は、その旨を記載してください。

（2）職員の教育研修体制

（3）危機管理体制について

①地震・火災等の発生時の避難誘導方法、感染症対策、様々な想定の防災訓練計画、防犯に関する取組

②個人情報の適切な管理に関する取組

③その他について記載してください。

（4）利用者とのトラブル等に対する方策

①貴社で作成した（又は用いている）接客に関するマニュアル、トラブル対応策が記載されたマニュアル等を添付してください。

②会議室終了時刻を経過しても終わる様子のない使用者に対する対処方法について記載してください。

サービス向上、利用増進に関する計画

（1）サービス向上に向けた取り組み

・現状を分析し、指定管理者として改善したいと考えている事項を記載してください。

・施設利用者の意見をどのように施設管理に反映させるか記載してください。

（2）利用率向上に向けた取り組み

会議室利用率目標値（%）

9年度	※県設定目標
	R9年度：39%

①経営努力目標「会議室利用率39%以上（令和9年度）」を達成するための方策

②中小企業関係者の利用率、夜間利用率を向上させる方策について、自主事業講座や広報等を踏まえて記載してください。

施設管理に関する計画

（1）効率的な維持管理のための方策

業務基準を効率的・効果的に達成するための方策を記載してください。

経営に関する計画

（1）収支計画

（付属様式「収支計画書」に記載してください。）

（2）利用料金の設定

（付属様式「利用料金計画書」に記載してください。）

（付属）

静岡県産業経済会館の管理に関する収支計画書

団体名

（単位：円）

年度	令和9年度			令和10年度		
区　　分	想 定 額	県負担分（自動計算）	団体負担分（自動計算）	想 定 額	県負担分（自動計算）	団体負担分（自動計算）
会議室受付・会館管理		0	0		0	0
設備運転・駐車場管理		0	0		0	0
清掃		0	0		0	0
立体駐車場管理		0	0		0	0
廃棄物処理		0	0		0	0
建築物衛生環境確保		0	0		0	0
警備		0	0		0	0
自家用電気工作物保安管理		0	0		0	0
消防設備保守点検		0	0		0	0
エレベータ保守点検		0	0		0	0
電話交換設備保守点検		0	0		0	0
自動ドア保守点検		0	0		0	0
空調設備保守点検		0	0		0	0
計装装置保守点検		0	0		0	0
全熱交換機点検		0	0		0	0
空調自動制御装置点検		0	0		0	0
加湿用ボイラー点検		0	0		0	0
建築基準法第12条に基づく定期点検		0	0		0	0
光熱水費		0	0		0	0
庁舎修繕費（小規模修繕）		0	0		0	0
会館管理用事務費		0	0		0	0
会議室用事務費		0	―		―	―
維持管理費用総額 （A）	0	0	0	0	0	0
在館団体共益費	0	上記費用のうち団体負担分を収入見込額とする。		0	上記費用のうち団体負担分を収入見込額とする。	
会議室利用料金収入見込額		「利用料金計画書」に積算方法を記載する。				
会館内自販機収入見込額		＜参考1＞参照			＜参考1＞参照	
指定管理者収入（B）	0			0		
指定管理料 （A）－（B）	0			0		

※消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入すること。

※令和10年度のグレー着色部分は記入しないこと。

（付属）

静岡県産業経済会館の利用料金計画書

＜利用料金の上限（静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例別表）＞

（単位：円（消費税込））

区分		利用料金					
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
特別会議室	中小企業関係者使用の場合	6,050	8,050	7,050	14,100	15,100	21,150
	その他の場合	7,350	9,850	8,650	17,200	18,500	25,850
大会議室	中小企業関係者使用の場合	11,700	15,550	13,600	27,250	29,150	40,850
	その他の場合	14,300	19,050	16,700	33,350	35,750	50,050
第1会議室	中小企業関係者使用の場合	6,550	8,750	7,600	15,300	16,350	22,900
	その他の場合	7,950	10,650	9,350	18,600	20,000	27,950
第2会議室	中小企業関係者使用の場合	3,450	4,600	4,050	8,050	8,650	12,100
	その他の場合	4,250	5,700	4,950	9,950	10,650	14,900
第3会議室	中小企業関係者使用の場合	2,950	3,950	3,450	6,900	7,400	10,350
	その他の場合	3,650	4,850	4,250	8,500	9,100	12,750

＜設定予定の利用料金＞

（単位：円（消費税込））

区分		利用料金					
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
特別会議室	中小企業関係者使用の場合						
	その他の場合						
大会議室	中小企業関係者使用の場合						
	その他の場合						
第1会議室	中小企業関係者使用の場合						
	その他の場合						
第2会議室	中小企業関係者使用の場合						
	その他の場合						
第3会議室	中小企業関係者使用の場合						
	その他の場合						

（付属）

利　用　料　金　に　関　す　る　計　画

（1）料金設定の考え方について記載してください。

（2）令和9年度利用料金収入の年間見込額の積算方法について記載してください。

（様式5）

委 任 状

静岡県知事　鈴木　康友　様

申請者名称

構成員　所在地
名称
代表者名

所在地
名称
代表者名

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存在する間、次の権限を委任します。

受任者
グループ代表者　所在地
名称
代表名

委任事項

1 静岡県産業経済会館の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
2 静岡県との静岡県産業経済会館管理業務についての協定書の締結
3 静岡県産業経済会館管理業務についての指定管理料の請求及び受領